

IFRS News

Quarter 2 2014

vol. 21

IFRSニュースへようこそ— Grant Thornton インターナショナル・リミテッドIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton インターナショナル・リミテッドIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2014年2回目となる本号では、国際会計基準審議会 (IASB) が最近公表した基準であるIFRS第14号「規制繰延勘定」の概要を説明します。それからIFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー、マクロヘッジに関する提案及びIAS第1号「財務諸表の表示」のいくつかの修正案を含め、IASBのプロジェクトの中の多数の項目について考察します。

続いて、Grant ThorntonにおけるIFRS関連ニュース及びIASBに影響を及ぼすさまざまな活動に目を向けます。最後に、IASBが現在コメントを募集している提案及びまだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日について概要を説明します。



目次

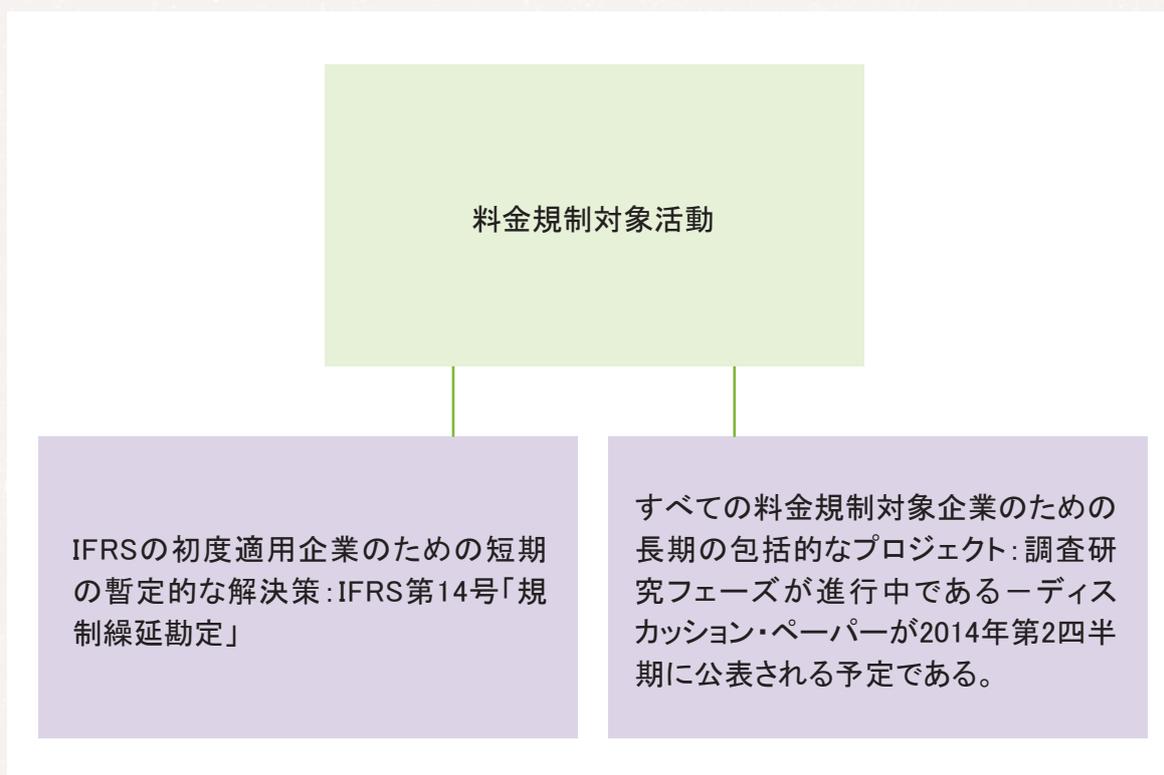
IFRS第14号「規制繰延勘定」	03
IASBはIFRS第3号の適用後レビューを開始	05
マクロヘッジ	06
IASBは開示に関する取組みの一環としてIAS第1号の修正案を公表	07
グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドは新たなIFRSに基づく期中財務諸表記載例を公表	07
グラント・ソントン・ギリシャは統合報告を主導する	08
US GAAPとIFRSとの比較に関する手引きを更新	08
スウェーデンのパートナーがSMEIGに任命される	09
グラント・ソントン・インターナショナルは2014年版のIFRS Top 20 Trackerを公表	09
グラント・ソントン・インターナショナルは減損に関する新たな手引きを公表	10
GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目	10
トレーニング	11
その他のトピック—概要	12
新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日	16
コメント募集	18

IFRS第14号「規制繰延勘定」

IASBは、IFRS第14号「規制繰延勘定」と題して料金規制対象活動に関する暫定基準を公表した。

各国政府は、ガス、電力及び水道などの公益事業を含め、民間企業による特定の種類の活動について供給と価格設定を規制しています。これらの規制は多くの場合、サプライヤーが、顧客に請求する価格を通じて所定の原価及びその他の金額を回収できるように設計されています。しかし、料金規制は、顧客の利益を保護するためにも設計されています。その結果として、料金規制により、価格の変動性を軽減するために、原価その他金額の回収が繰り延べられる可能性があります。サプライヤーは通常、こうした繰り延べた金額について、その金額が規制対象の財又はサービスの将来の売上を通じて回収されるまで、個別の規制繰延勘定に記録します。

こうしたことから、一部の国の会計基準設定主体は、特定の種類の料金規制の対象となる企業が、規制対象でない企業であれば費用(又は収益)として認識する支出(又は収入)を、資産化して繰り延べることを許容又は要求しています。これらの金額はしばしば、「規制繰延」(又は「分散(variance)」)勘定と呼ばれています。



グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

暫定基準の導入には、いくつかの望ましくない点(例えば、暫定基準は長年採用されたままとなる傾向があり、また暫定基準がその後の「確定的な」基準の開発に影響を与える可能性)があります。とはいえ、規制資産及び規制負債を認識できないことは、一部の法域で料金規制対象企業がIFRSへ移行することを妨げている重要な問題であると認識されています。そのため、私どもは、この暫定基準の導入をこうした問題への実際的な対策として歓迎します。

IFRS第14号「規制繰延勘定」の概要説明

特徴	重要なポイント
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金規制対象活動を行い、IFRSの適用以前に採用していた会計原則に従って規制繰延勘定残高を認識してきた初度適用企業に適用される。 ・ 適用は強制ではないが、初度適用企業が本基準の適用資格がある場合には、その最初のIFRS財務諸表で適用することを選択しなければならない。選択しない場合には、当該企業はその後の年度に本基準を適用することはできない。 ・ IFRS財務諸表をすでに表明している企業は、IFRS第14号を適用する資格はない。
会計処理に関する要求事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRSを採用しようとする企業は、従前の会計原則による会計方針を、規制繰延勘定残高の認識、測定、減損及び認識の中止に関して、最初及びその後のIFRS財務諸表で引き続き使用することを認める。 ・ 規制繰延勘定残高は、他の基準に従うのであれば資産又は負債として認識されないであろうものだが、料金規制当局により顧客に請求できる価格の設定に含められているか又は含めることが予期されるため、繰延べ要件を満たす費用（又は収益）勘定の残高として定義される。 ・ 新しい要求事項は、ヘッジ会計の中止を制限している。
表示	<p>次の独立の表示科目により表示するよう要求することによって、規制繰延勘定残高をIFRS財務諸表に認識することの影響を区別する。</p> <p>財政状態計算書の2つの表示科目：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制繰延勘定の借方残高—総資産額の次に表示 ・ 規制繰延勘定の貸方残高—総負債額の次に表示 <p>純損益及びその他の包括利益（OCI）計算書の中の2つの表示科目：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 純損益に関連する規制繰延勘定残高の増減 ・ OCIに関連する規制繰延勘定残高の増減
開示	<p>IFRS第14号に従って規制繰延勘定残高の認識を生じさせた料金規制の内容及びそれに関連したリスクを識別できるように、具体的な開示が要求される。</p>

IFRS第14号は、IFRSの初度適用企業が、料金規制対象活動に関してIFRSを適用する以前から採用している既存の会計方針を、比較可能性を高めるためにそれに一部の修正を加えて、継続して採用することを認める暫定基準として公表されました（本基準では、料金規制によって生じる繰延勘定残高を認識することの影響は、他の項目とは分離して表示することを要求しています）。

長期的なプロジェクトにより、規制繰延勘定残高が「概念フレームワーク」における資産及び負債の定義を満たすかどうかという比較的難しい問題に対処します。こうした長期的なプロジェクトの結果によって、IASBは、料金規制対象活動に関する包括的な基準を設定公表するか、ないしはいかなる特定の要求事項の開発も行わないかを決定することができます。とはいえ、IFRSに移行している法域における企業は、IFRS第14号の公表により、IASBの長期的なプロジェクトの結果が決定するまでの間、IFRSの適用以前に採用していた規制繰延勘定の会計処理を引き続き使用することができます。表は、本基準の重要なポイントを説明しています。

IFRS第14号により料金規制対象活動を有する企業がIFRSを採用する際の重大な障壁が軽減されることでしょう。そして、現在使用されている多くの異なった会計処理のフレームワークを減らすこと（IFRSの採用）が、比較可能性を向上させるでしょう。

IASBはIFRS第3号の適用後レビューを開始

IASBは、IFRS第3号「企業結合」を適用した経験及び適用の影響に関する情報提供を要請して、本基準の適用後レビューを開始した。

本情報要請は、適用後レビューの2つのフェーズのうちの第2フェーズを画しています。IASBは、問題がありえると感知された領域を明らかにするために、本プロジェクトの第1フェーズで対象を絞ったアウトリーチを実施した後、現在は、以下の事項についてのフィードバックを正式に求めています。

- IFRS第3号が財務諸表利用者にとって有用な情報を提供しているかどうか
- 当該基準の適用上、課題のある領域があるかどうか
- 当該基準の要求事項に基づく作成、監査又は執行の際に、予想外のコストが生じたことがあるかどうか

情報要請で提起された特に関心のあるトピックには以下の事項が含まれます。

- 企業結合と資産の取得とで別々の会計処理を規定していることの便益はあるか。
- 当該基準が公正価値による測定を要求事項としていることから生じる最も重大な評価上の課題は何か。
- 無形資産をのれんと区別して認識することは有用であるか。
- のれん及び耐用年数を確定できない無形資産について減損を毎年検討することから得られる情報は、どの程度有用であるか。

本レビューの研究結果の内容次第で、IASBは、以下の事項を決定する可能性があります。

- IFRS第3号を現在公表のままに維持する。
- IFRS第3号の適用状況を引続きモニターする(本レビューの結果が決定的でない場合)。
- 適用後レビューで明らかにされた問題点を是正するためにIFRS第3号を改訂する。当該改訂は、年次改善又は狭い範囲の修正という形をとる可能性がある。あるいは、会計処理又は開示の要求事項を検討するための基準レベルのプロジェクトの提案という形を取ることもありえる。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

IFRS第3号の適用にはいくつかの課題があります。例えば、当該基準における事業の定義を適用する際に場合によっては必要とされる判断、また特定の(主として契約によらない)無形資産の識別と評価に係るコストや複雑性などが挙げられます。とはいうものの、企業結合取引の複雑性及び多様性を考慮すると、それらの多くは恐らく避けられないものであろうと私どもは考えています。現在のところ、IFRS第3号は、概ね企業結合の会計処理について適切かつ首尾一貫したフレームワークを提供しているというのが私どもの総体的評価です。しかし、その規定のいくつかは内容を明確化することによって改善されるべきとも考えます。たとえば、事業の定義の明確化です。さらに、特定の無形資産を個別認識することの費用対効果のバランスについても再検討すべきと考えています。

マクロヘッジ

IASBは「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」と題してディスカッション・ペーパーを公表した。本ディスカッション・ペーパーでは、企業の動的リスク管理活動(マクロヘッジとも呼ばれる)をより適切に財務諸表に反映させるために考えられるアプローチを検討している。

本ディスカッション・ペーパーの公表は、多くの金融機関及び他の企業は、金利リスクなどのリスクを、個々の契約ベースではなくポートフォリオ・ベースで動的に管理しているという事実を反映しています。こうした企業が直面するリスクは時間の経過とともに変化するものであり、そうしたリスクを管理するアプローチもまた同様であるため、動的リスク管理は継続的なプロセスといえます。

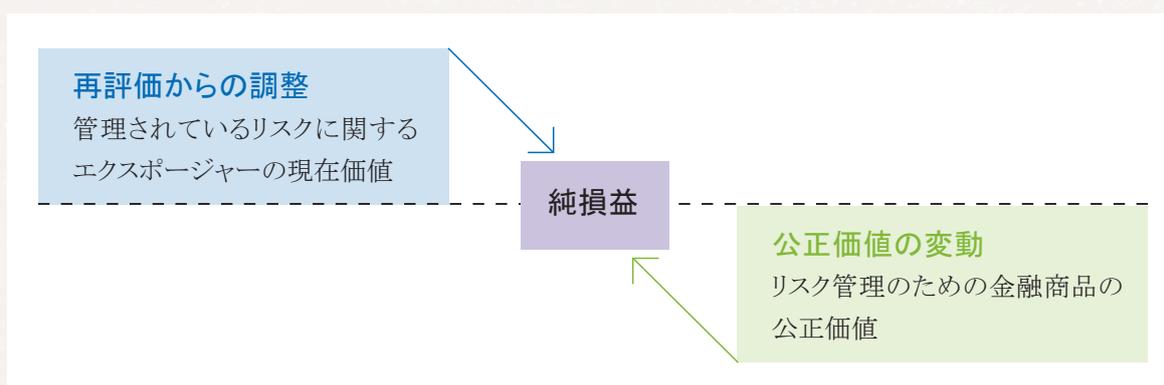
そうしたヘッジを採用する企業は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間には通常1対1の指定が必要とされるため、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することは困難であると考えました。さらに、適格なヘッジ対象と考えられるものについて、現行のヘッジ会計の要求事項によって課されている制限もあります。これらの制限により、動的リスク管理を企業の財務諸表に忠実に表現させることが困難となっており、運用面での複雑性を増大させる可能性があります。

本ディスカッション・ペーパーは、これらの問題のいくつかを軽減するであろうアプローチを示し、一般のコメントを募集しています。そのアプローチとは、ポートフォリオ再評価アプローチ(PRA)と呼ばれ、企業の動的リスク管理活動の会計処理の考えられる1つのアプローチです。PRAでは、以下の事項を行います。

- ・ 動的にリスク管理されているエクスポージャーを再評価し、管理されたリスクの変動によるものを純損益に認識する。
- ・ リスクを管理するために使用する金融商品(デリバティブ)に生じる公正価値の変動についても純損益に認識する。
- ・ 企業の動的リスク管理の成果は、上記それぞれの測定の前純損益におけるネットの影響額としてとらえられる。
- ・ 動的に管理されているリスク・エクスポージャーの公正価値評価は要求されない。

また、PRAは、企業の動的リスク管理活動についてのより包括的な開示のセットを提供することによって財務諸表利用者のニーズに対処します。

IASBは、昨年11月にIFRS第9号「金融商品」の追加的な章として一般的なヘッジ会計に関する要求事項を公表しました。IASBはマクロヘッジによりIFRS第9号の完了が遅れることがないように、個別のプロジェクトとして取り扱っています。



IASBは開示に関する取組みの一環としてIAS第1号の修正案を公表

IASBは、IAS第1号「財務諸表の表示」の修正案を含む公開草案を公表した。本修正案では以下の事項を取り扱っている。

- ・ IAS第1号における重要性の要求事項を明確化する。有用な情報を重要性のない情報で覆い隠すことにより有害な影響を及ぼしかねないということについても強調する。
- ・ 純損益及びその他の包括利益の計算書と財政状態計算書におけるIAS第1号の特定の表示科目は分解できることを明確化する。
- ・ 企業が純損益及びその他の包括利益の計算書と財政状態計算書において小計をどのように表示すべきかについての要求事項を追加する。
- ・ 注記を表示する順序に関して、企業は柔軟性を有していることを明確化するが、その順序を決定する際に理解可能性と比較可能性を考慮すべきであることについても強調する。
- ・ 重要な会計方針を識別するに当たり有用でない可能性があるIAS第1号のガイダンスを削除する。

本修正案は、IASBの開示に関する取組み (Disclosure Initiative) の一環です。開示に関する取組みというのは、財務諸表における開示の過重負担に対して高まる不満に対処するためのものでもあります。現行の基準における表示並びに開示に関する原則及び要求事項をどのように改善しうるかについて、多くのプロジェクトで検討が行われています。開示に関する取組みは、それら多くのプロジェクト (短期と中期の両方) 及び現在進行中の活動から構成されています。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドは新たなIFRSに基づく期中財務諸表記載例を公表

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IFRSに基づく「期中連結財務諸表記載例」の更新版を公表した。

2014年12月31日に終了する年度から有効となるIFRSsの変更を反映させるために、旧バージョンの見直し及び更新を行いました。特に、IFRIC第21号「賦課金」の適用及び「確定給付制度：従業員拠出」(IAS第19号の修正)の早期適用について反映しています。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



グラント・ソントン・ギリシャは統合報告を主導する

国際統合報告評議会による新たな統合報告フレームワークの公表を受けて、グラント・ソントン・ギリシャはアテネでフォーラムを開催した。

本フォーラムは、ギリシャ企業連盟 (Hellenic Federation of Enterprises)、企業の社会的責任についてのギリシャ・ネットワーク (Hellenic Network for Corporate Social Responsibility) 及びギリシャ・コーポレート・ガバナンス評議会 (Hellenic Corporate Governance Council) の支援を受けており、150名以上のCFOとCSR担当役員が出席しました。

統合報告は、組織の戦略、ガバナンス、業績や見通しが外部環境に照らしてどのように短期、中期並びに長期にわたって価値を創造するかについての情報を簡潔に伝えるものです。そうした報告は、年次報告書の財務情報、及び企業の持続可能性に係る報告書にこれまで含まれてきた環境、社会及びガバナンスに関するデータに基づいています。

本フォーラムの開催後、グラント・ソントン・ギリシャのパートナーであるVassilis Monogiosは、ギリシャの金融ニュースチャンネルであるSBCの生放送インタビューで、新しいフレームワーク及び本フォーラムにおいて提起されたコメントについて説明しました。

US GAAPとIFRSとの比較に関する手引きを更新

米国のメンバーファームであるグラント・ソントンLLPが、その刊行物である「US GAAPと国際財務報告基準との比較 (Comparison between US GAAP and International Financial Reporting Standards)」を更新した。

本刊行物は、読者が現行のUS GAAPとIFRS間において類似する又は異なる主要な領域を把握する上で役立つことを意図しています。また、US GAAP又はIFRSのいずれかについて詳しくない人々が主な基準について理解する手助けになります。

2014年版では、2014年4月時点で公表されている基準に基づいて更新及び改訂を行いました。

本手引は、グラント・ソントンLLPのウェブサイトからダウンロードすることができます。
(www.grantthornton.com)

スウェーデンのパートナーがSMEIGに 任命される

グラント・ソントン・スウェーデンのアカウティング・テクニカル・パートナーであるEva Törningが、IASBのSMEインプリメンテーション・グループ(SMEIG)に任命された。

SMEIGの目的は、中小企業(SME)向けIFRSの国際的な適用を支援し、その実施をモニターすることにあります。主要な役割として、以下の2つが挙げられます。

- SME向けIFRSの利用者から寄せられた実施に関する質問を検討し、Q&A形式のガイダンス案を開発することを展望すること。
- Q&Aで対処しきれない実施に関する問題を受けて、SME向けIFRSを修正する必要があるか検討しIASBへの提言を行うこと。同様に、SME向けIFRSが公表又は前回修正されて以降に適用された新基準及び修正基準を受けて、SME向けIFRSを修正する必要があるか検討しIASBへの提言を行うこと。



Evaは、2014年7月1日から3年間のSMEIGの任期を開始します。

グラント・ソントン・インターナショナルは 2014年版のIFRS Top 20 Trackerを公表

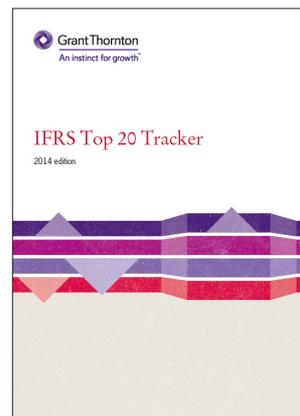
グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、2014年版「IFRS Top 20 Tracker」を公表した。

2014年版のIFRS Top 20 Trackerでは、今回もIFRSに基づき財務諸表を作成する企業が直面する可能性のある課題としてグラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドが選択した開示上及び会計上の20の問題について、経営者が十分にご理解頂けるように説明しています。

なお、2014年版の構成はこれまでの年度とは著しく異なっています。下記の5つのセクションで構成されており、本刊行物全体を通して読者がこれら大きなテーマに焦点を当てられるようになっています。

- 表示に関する問題
- 規制当局が注視する領域
- 会計処理が複雑な領域
- 初めて適用される基準
- 今後の論点

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



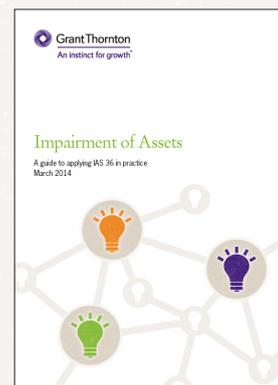
グラント・ソントン・インターナショナルは減損に関する新たな手引きを公表

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、「資産の減損:IAS第36号を実務に適用するための手引き」を公表した。

本手引きは、IAS第36号「減損」について、実務上の混乱をきたしやすい領域に焦点を当てて、経営者がその要求事項を理解する上で助けとなるよう執筆されました。具体的には、以下の事項を扱っています。

- IAS第36号の全体的な目的及び基本的な要求事項を要約する。
- 減損の評価(IAS第36号に従って要求される場合になすべき減損テスト及び減損の計上又は戻入れを含む)を実施するためのステップ・バイ・ステップの手引きを提供する。
- こうした各段階を実施する際に生じる解釈上及び実務における適用上の問題に焦点を当てる。
- これらの問題に対処するためのベストプラクティスについて示唆を与える。

本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSインタープリテーション・グループ(IIG)は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、アイルランド、フランス、スウェーデン及びドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年2回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

IFRSニュースでは四半期ごとに、IIGのメンバーのうちの一人に注目します。今回は南アフリカの代表にスポットライトを当てましょう。

Theunis Schoeman、南アフリカ

Theunisはグラント・ソントン・南アフリカのパートナーであり、テクニカル領域の責任者です。2001年に勅許会計士の資格を取り、2002年以降、財務報告のコンサルティング及び解釈に携わっており、当初は南アフリカのGAAP、そして2005年からはIFRSに取り組んできました。その間、IFRSの初度適用に関してさまざまなクライアントに助言を行いました。

Theunisは、IFRSの適用と解釈について豊富な実務経験を有しており、IFRSの解釈上の問題について外部及び内部のクライアントへのコンサルティングを継続的に行っています。また、クライアント及びスタッフにIFRSの研修を行っています。Theunisは、ヨハネスブルク証券取引所の認可IFRSアドバイザーです。



トレーニング

グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームは、世界各国のメンバーファームに向けて2014年のIFRS地域トレーニング計画を発表した。

2014年には、グラント・ソントンのスタッフのための二日半にわたるIFRS上級コースが、世界各国の4つの地域で開催されます。開催地は以下のとおりです。

- ・メキシコ
- ・チェコ共和国
- ・南アフリカ
- ・中国

同様のコースが昨年は、米国、アラブ首長国連邦、ドイツ及びシンガポールで開催されました。



その他のトピックー概要

IASBは2014年版IFRSタクソミを公表

IFRS財団は、2014年版IFRSタクソミを公表しました。IFRSタクソミは、国際財務報告基準(IFRS)をXBRL(eXtensible Business Reporting Language)形式で作成したもので、財務情報の電子提出のフォーマットとして、選択される機会が急増しています。

2014年版タクソミには、IFRS第9号「金融商品(ヘッジ会計及びIFRS第9号、IFRS第7号及びIAS第39号の修正)」、「非金融資産に係る回収可能価額の開示(IAS第36号の修正)」、2セットの「IFRSの年次改善」(2009年-2011年及び2010年-2012年サイクル)及び一部の業界慣行を反映する新たな概念に起因する変更が含まれています。

ESMAは執行決定を公表

欧州証券市場監督局(ESMA: European Securities and Markets Authority)は、欧州各国の当局が行った執行決定の機密データベースからの抜粋(第15回)を公表しました。

これらの決定の公表は、欧州各国の執行者はどのような会計処理をIFRSに準拠した会計処理と考えるのかについて、市場参加者に伝えることを目的としており、したがって、欧州におけるIFRSの一貫した適用に貢献することになります。最近のデータベース抜粋では、以下のトピックが取り上げられています。

- ・ 雇用継続に基づく条件付対価の分類
- ・ 事業の売却に応じたのれんの配分
- ・ 非継続事業として表示された単一ライセンスの売却
- ・ 現金生成単位(CGU)の識別
- ・ 土地の公正価値の決定
- ・ 持分法を使用して会計処理される関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分の表示に係る変更
- ・ 上場コスト
- ・ ヘッジ会計適用の条件
- ・ 表示通貨のヘッジ
- ・ 最低積立要件

IASBはリサーチセンターを設置

IASBは、新たなウェブベースのIFRSリサーチセンターを設置しました。このIFRSリサーチセンターは、IASBとさまざまなリサーチ団体とのコミュニケーションを促進することを目的としています。その主な役割は以下のとおりです。

- ・ IASBが今後2、3年で検討する予定の論点について関心を高める。
- ・ リサーチ専門家が対象を絞ったリサーチプロジェクトに取り組むよう働きかける。
- ・ IASBがより証拠に基づく基準設定に移行するよう貢献する。

IASBはイスラム(シャリア準拠)の金融商品に関して諮問グループを設置

IASBは2011年に、一般にイスラム金融と呼ばれる金融商品及び取引にIFRSを適用する際に生じる可能性がある課題に対処するために諮問グループの設置を決定しました。

このグループの設立総会が昨年開催され、新しいグループはこれらの課題に関するコメントを募集する予定です。受領したコメントレターを検討し、課題に対処するために取りえる対策についてIASBに提言することを目的としています。

この展望を考慮に入れて、当該グループは、コメントレターで扱う最初のテーマを発表しました。そのテーマとは、イスラム系銀行が一般的に所有するイスラム金融商品の一部又は全部は償却原価の分類として適格であるかどうかです。回答が「イエス」である場合には、当該グループはその根拠の解明に努めます。回答が「ノー」である場合には、これらの契約の分類先を明確にするあるいはIFRS第9号を修正するために、IASBが対策を講じなければならないときは、どのような対策を講じるべきかについて意見を募集することになります。

IFRS財団とIVSCが公正価値をめぐって関係

IFRS財団と国際評価基準委員会 (IVSC) は、関係に関する共同のプロトコル文書を公表しました。IVSCは、公正価値その他評価の算定に関するガイダンスなど国際評価基準の開発を担当しています。

本合意の目的は、両組織が財務報告目的の公正価値測定に関して効果的に関係できるようにすることにあります。プロトコル文書には以下の事項が示されています。

- ・ IFRSに従って作成される財務諸表の基礎となる公正価値測定に関する基準及びガイダンスの開発において、IVSCとIFRS財団との間の現在及び今後も継続していく関係の内容を特定し明確化する。
- ・ 各組織が最大の努力で対応し、相互に協力していく分野を特定する。
- ・ IVSC、IASB及びIFRS財団が今後も引き続き関係していくための用意。

各組織は、それぞれの所轄の基準に関しては、引続き単独で責任を負うこととなります。

ESMAは代替的な業績評価指標に係るガイドラインについてのコンサルテーション・ペーパーを公表

ESMAは、コンサルテーション・ペーパー「代替的な業績評価指標 (APMs: Alternative Performance Measures)に係るガイドライン」を公表しました。本ガイドラインの目的は、欧州の上場企業が自身の業績を利用者により明確に理解してもらえるよう、その業績に関して透明性があり、偏りがなくかつ比較可能な情報を公表するよう促すことにあります。APMsの例には、支払利息・税金控除前利益 (EBIT)、支払利息・税金・減価償却控除前利益 (EBITDA)、フリー・キャッシュ・フロー及び基礎的純利益 (underlying profit) 又は基礎的純借入 (underlying net-debt) が含まれます。

本ガイドライン案には、財務諸表公表企業がAPMsを表示する場合に従うべき原則が示されており、欧州のIAS規則による財務諸表に適用される要求事項に基づいています。主に、APMsの標題付け、計算、表示及び比較可能性について取り扱っています。グラント・ソントン、本ガイドラインのドラフトを概ね支持しているものの、根本に法律を尊重し過ぎている傾向があり、そのため、イノベーションの機会を逃しかねないということを所々で懸念しています。

IFACは補足的な財務指標に関するガイダンス案を公表

国際会計士連盟 (IFAC) の企業内職業会計士 (PAIB) 委員会は一般のコメントを求めて、手引きのドラフト「国際的なグッド・プラクティス・ガイダンスー補足的な財務指標 (Supplementary Financial Measures) の開発及び報告」を公表しました。

本ガイダンス案では、経営者、投資者及びその他の利害関係者における組織の業績についての理解が向上するように、補足的な財務指標の使用に関するベンチマークの設定に努めています。

本手引きのドラフトには、外部に報告する場合に、当該補足的な指標が保つべき質及び関連して行うべき開示に関する原則が示されています。本ガイダンスは、職業会計士が補足的な財務指標を開発し報告する際に、有用な財務情報の質的特性というものを踏まえて、多くの属性を検討することを求めています。また、補足的な財務指標の開示についても、多くの助言を提供しています。

ICAIはインドにおけるIFRSの採用を提言

インド勅許会計士協会 (ICAI) は、インド会計基準 (大部分がIFRSにコンバージェンスしている) の採用に係る予定表についての提言の要旨を公表しました。

ICAIのこの提言は、インド企業省がIFRS導入に関する最終的な判断を下す際に検討されるものです。上場企業及び大企業は、2016年4月1日以降に開始する会計年度から、連結財務諸表に関してインド会計基準を強制適用することが提案されています。その他の企業は、任意の形 (取消不能) でインド会計基準を適用することができます。

英国FRCは無形資産の会計処理に関するリサーチ・ペーパーを公表

英国の財務報告評議会 (FRC) は、リサーチ・ペーパー「無形資産及びその償却に関する投資者の見解」を公表しました。

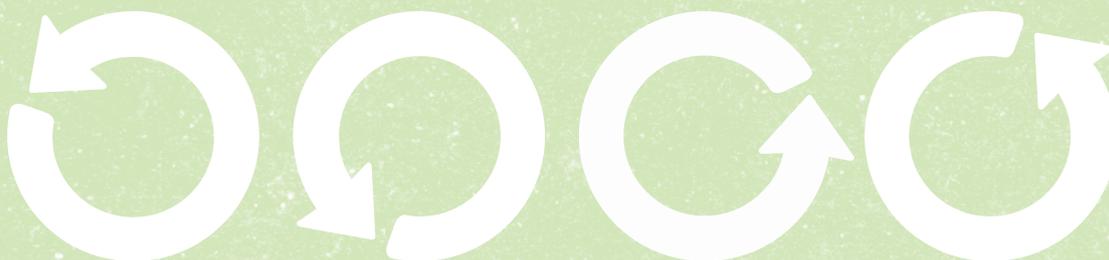
本リサーチは、IFRSにおける取得した無形資産の個別認識及びその後の測定に関して賛否議論が継続中なのを背景に実施されました。特に、FRCは、IFRSにおける現行の要求事項が投資者の目的に照らして有用かつ信頼性のある情報をもたらしているかどうか探究したいと考えていました。

本リサーチ・ペーパーでは、多くの投資者が無形資産の会計処理に対して多大の懸念を抱いていることに焦点を当てており、回答した投資者の半数以上がIAS第38号で現在要求されている処理とは異なる会計処理を財政状態計算書で行うことを好むと回答しました。

財政状態計算書における異なる会計処理を選択する回答者のうち過半数は、「消耗性 (wasting)」無形資産と「有機的に置き換わる (organically replaced)」無形資産を区別していると答えました。消耗性無形資産 (無線通信スペクトラムや特許など) は、企業から分離可能で、耐用年数を確定でき、識別可能な将来の収益の流れの基になるとみなされています。

一方、有機的に置き換わる無形資産は、企業のマーケティング及び販売促進支出によって継続的に置き換えられています。投資者は、そうした無形資産 (顧客リストやブランドなどの項目を含む) が、企業から分離できるかどうかについては疑問を持っています。また、当該資産に信頼性をもって算定可能な耐用年数があるかどうか、及び事業全体のそれから区別できる将来の経済的便益の源泉となりえるかどうかについても懸念を有しています。

これらの投資者は、「消耗性」無形資産は個別に識別して資産化すべきであると考えています。一方、有機的に置き換わる無形資産ののれんからの分離については反対しています。



AASBは開示における重要性に関するスタッフ・ペーパーを公表

豪州会計基準委員会 (AASB) は、「開示すべきか開示すべきでないか: 重要性が争点である (To Disclose or Not to Disclose: Materiality is the Question)」と題してスタッフ・ペーパーを公表しました。本ペーパーは、財務諸表作成企業がどの開示項目を自身の財務諸表に含めるかを決定するための各社の要件を再検討するよう促すことを目的としています。

本ペーパーは、「開示の加重負担」についての懸念が高まっていることを背景として執筆されており、過重負担の軽減に役立つよう作成者が取りうる (又は取るべきでない) いくつかの実務上の行動を提案しています。

提案された事項は以下のとおりです。

- ・ 過年度からの情報を単に反復するのではなく、変化した状況に合うよう修正して示す。
- ・ 目的適合性がある会計方針のみを開示する。
- ・ 監査人は会計基準で要求されているあらゆる開示を求めるなどという前提は置かない。

AASBの今後の作業では、加重負担に関する懸念を軽減するために基準設定主体ができることを検討する予定です。それにより、財務諸表利用者のニーズがより満たされることを目標としています。

新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2012年7月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準および国際財務報告解釈指針(IFRIC)の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2012年7月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	未決定	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可
IAS第19号	確定給付制度:従業員拠出(IAS第19号の修正)	2014年7月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善2011年-2013年サイクル	2014年7月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善2010年-2012年サイクル	2014年7月1日	可
IAS第39号	デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続(IAS第39号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第36号	非金融資産に係る回収可能価額の開示(IAS第36号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、IFRS第13号が適用される場合のみ)
IFRIC第21号	賦課金	2014年1月1日	可
IFRS第10号、第12号、IAS第27号	投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の修正)	2014年1月1日	可

2012年7月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺 (IAS第32号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、「開示—金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある)
IFRS第10号、第11号、第12号	連結財務諸表、共同支配の取決めおよび他の企業への関与の開示: 経過措置ガイダンス—IFRS第10号、第11号および第12号の修正	2013年1月1日	可
さまざまな基準および指針	年次改善2009年—2011年サイクル	2013年1月1日	可
IFRS第1号	政府からの借入金—IFRS第1号の修正	2013年1月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産と金融負債の相殺 (IFRS第7号の修正)	2013年1月1日	言及されていない(ただし、可と推定する)
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト	2013年1月1日	可
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第12号	他の企業への関与の開示	2013年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配の取決め	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第28号	関連会社および共同支配企業に対する投資	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)

2012年7月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第19号	従業員給付(2011年改訂)	2013年1月1日	可
IFRS 実務記述書	経営者による説明:表示に関するフレームワーク	強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	N/A
IAS第1号	その他の包括利益の項目の表示 (IAS第1号の修正)	2012年7月1日	可

コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
情報要請	適用後レビュー:IFRS第3号「企業結合」	2014年5月30日
公開草案	開示に関する取組み (IAS第1号の修正案)	2014年7月23日
ディスカッション・ペーパー	動的リスク管理の会計処理:マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ	2014年10月17日



Grant Thornton

An instinct for growth™

www.gti.org

© 2014 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。